



越前町告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定に基づき、本町の区域内に新たに生じた土地を確認したので、同上第2項および福井県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年福井県条例第44号）第2条の規定により次のとおり告示する。

平成27年3月10日

越前町長 内藤 俊



次の区域の地先の公有水面埋立地 3,647.96 平方メートル

大字	字	地番
道口	9字西長谷瀬	49
道口9字西長谷瀬47、25の1、33、厨7字中長谷30の13の地先である土地		

次の区域の地先の公有水面埋立地 20,466.61 平方メートル

大字	字	地番
厨	11字別司	45
厨7字中長谷30の13、53の1、31の6、31の5、33の1、47、34の2、34の1、51、厨11字別司42の1、43、厨16字中保74の地先である土地		
これら区域に介在する道路、水路、石隅である国有地		